

文部科学省設置法の一部を改正する法律 新旧対照表

○ 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
目次 第一章・第二章（略） 第三章 本省に置かれる職及び機関 第一節 特別な職（第五条） 第二節 審議会等 第一款 設置（第六条） 第二款 科学技術・学術審議会（第七条） 第三款 国立大学法人評価委員会（第八条） 第三節 特別の機関（第九条―第十二条） 第四章 外局 第一節 設置（第十三条） 第二節 スポーツ庁（第十四条―第十六条） 第三節 文化庁 第一款 任務及び所掌事務（第十七条―第十九条） 第二款 審議会等（第二十条―第二十二条） 第三款 特別の機関（第二十三条） 第五章 雑則（第二十四条） 附則	目次 第一章・第二章（略） 第三章 本省に置かれる職及び機関 第一節 特別な職（第五条） 第二節 審議会等 第一款 設置（第六条） 第二款 科学技術・学術審議会（第七条） 第三款 国立大学法人評価委員会（第八条―第二十条） 第三節 特別の機関（第二十一条―第二十四条） 第四節 削除 第四章 文化庁 第一節 設置並びに任務及び所掌事務 第一款 設置（第二十六条） 第二款 任務及び所掌事務（第二十七条・第二十八条） 第三節 審議会等（第二十九条―第三十一条） 第三節 特別の機関（第三十二条） 第五章 雑則（第三十三条） 附則

(任務)

第三条 文部科学省は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術及び文化の振興、科学技術の総合的な振興並びにスポーツに関する施策の総合的な推進を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。

(所掌事務)

第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四十二 (略)

(削る)

四十三 四十五 (略)

(削る)

四十六 六十八 (略)

六十九 スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

七十 スポーツに関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

(削る)

七十一 (略)

七十二 (略)

七十三 心身の健康の保持増進に資するスポーツの機会の確保に関すること。

七十四 (略)

(任務)

第三条 文部科学省は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術、スポーツ及び文化の振興並びに科学技術の総合的な振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。

(所掌事務)

第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四十二 (略)

四十三 体力の保持及び増進の推進に関すること。

四十四 四十六 (略)

四十七 削除

四十八 七十 (略)

(新設)

(新設)

七十一 から七十五まで 削除

七十六 スポーツの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

七十七 スポーツのための助成に関すること。

(新設)

七十八 国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業に関すること。

七十五 (略)

七十六 (略)

七十七 文化（文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項に規定する文化財をいう。第八十三号において同じ。）に係る事項を除く。次号及び第八十号において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

七十八〜九十三 (略)

（削る）

第三節 特別の機関

第九条〜第十二条 (略)

第四章 外局

第一節 設置

第十三条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、文部科学省に、次の外局を置く。

スポーツ庁

文化庁

第二節 スポーツ庁

（長官）

第十四条 スポーツ庁の長は、スポーツ庁長官とする。

（任務）

第十五条 スポーツ庁は、スポーツの振興その他のスポーツに関する施

七十九 スポーツに関する競技水準の向上に関すること。

八十 スポーツ振興投票に関すること。

八十一 文化（文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項に規定する文化財をいう。第八十七号において同じ。）に係る事項を除く。次号及び第八十四号において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

八十二〜九十七 (略)

第九条から第二十条まで 削除

第三節 特別の機関

第二十一条〜第二十四条 (略)

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

策の総合的な推進を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第十六条 スポーツ庁は、前条の任務を達成するため、第四条第三号、第五号、第三十号、第三十八号、第三十九号、第六十九号から第七十六号まで、第八十六号（スポーツの振興に係るものに限る。）、第八十七号及び第八十九号から第九十三号までに掲げる事務並びに学校における体育及び保健教育の基準の設定に関する事務をつかさどる。

第三節 文化庁

第一款 任務及び所掌事務

(長官)

第十七条 文化庁の長は、文化庁長官とする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第十八条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第四節 削除

第二十五条 削除

第四章 文化庁

第一節 設置並びに任務及び所掌事務

第一款 設置

第二十六条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、文部科学省に、文化庁を置く。

2 文化庁の長は、文化庁長官とする。

第二款 任務及び所掌事務

第二十七条 (略)

(所掌事務) 第十九条 文化庁は、前条の任務を達成するため、第四条第三号、第五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号、第七十七号から第八十五号まで、第八十六号(学術及びスポーツの振興に係るものを除く。)、第八十七号及び第八十九号から第九十三号までに掲げる事務をつかさどる。 (削る) 第二款 審議会等 第二十条(略) (削る) 第三款 特別の機関 第二十三条 (略) 第五章 雑則 第二十四条 (略) 附則 (文化審議会の所掌事務の特例) 3 文化審議会は、第二十一条に定める事務をつかさどるほか、当分の間、文化財保護法附則第四条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。	(所掌事務) 第二十八条 文化庁は、前条の任務を達成するため、第四条第三号、第五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号、第八十一号から第八十九号まで、第九十号(学術及びスポーツの振興に係るものを除く。)、第九十一号及び第九十三号から第九十七号までに掲げる事務をつかさどる。 (新設) 第二節 審議会等 第二十九条(略) 第三節 特別の機関 (新設) 第三十二条 (略) 第五章 雑則 第三十三条 (略) 附則 (文化審議会の所掌事務の特例) 3 文化審議会は、第三十条に定める事務をつかさどるほか、当分の間、文化財保護法附則第四条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
--	--

（傍線部分は改正部分）

改正後				別表第一（第三条関係）			
省	（略）	文部科学省	（略）	省	（略）	文部科学省	（略）
委員会	（略）		（略）	委員会	（略）		（略）
庁	（略）	スポーツ庁 文化庁	（略）	庁	（略）	文化庁	（略）
改正前				別表第一（第三条関係）			
省	（略）	文部科学省	（略）	省	（略）	文部科学省	（略）
委員会	（略）		（略）	委員会	（略）		（略）
庁	（略）	文化庁	（略）	庁	（略）	文化庁	（略）